

編集 取手市農業委員会（会報委員会）

取手市藤代700番地 TEL74-2141（代）FAX82-6450



年頭のいあつかり



取手市農業委員会
会長 倉持 光男

令和五年の新春にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昨年も引き続きコロナ禍の中、私なりに農業委員会活動を振り返ってみますと、良かった点や反省する点などあったように思います。

さて、令和五年は、農業委員会にとって大変な年になります。昭和二十六年に農業委員会法が施行され、耕作農地の取得要件として、下限面積は五十アールと決定され今日に至ってきました。七十一年間守られてきた下限面積が、廃止されるといふことになりました。農業委員会としても、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合は、許可できないことを明確にするよう、国に対する働きかけをお願いしている所ですが、まだ定かではありません。

現在の農業を取りまく情勢は、決して良い状況とは考えられません。食料安全保障について、農地の集積・集約化の推進、農地所有適格法人への対応等を、県に引き続き要望して行きたいと考えます。厳しい状況下ではありますが、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。新年のごあいさついたします。



記事案内

- ・農地の利用状況調査・農地パトロール 2頁
 - ・農地の適正管理のお願い ストップ無断転用 3頁
 - ・お知らせ 4・5・6頁
 - ・農作業臨時雇標準賃金 取手市賃借料情報
 - ・農業者年金・全国農業新聞 安全な機械操作・農地情報
 - ・カメムシ防除対策・イネ縮葉枯病
- 取手市農業公社・とりでの米粉
編集後記

農地の利用状況調査・農地パトロールについて

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況について調査実施しております。新たに遊休農地となった場合は、利用意向などの調査等が行われます。

○ 利用意向確認調査実施 12月から1月

農地パトロール

調査を実施する際に農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 毎年の現地調査実施期間 8月から11月頃まで



農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。

(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が、非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。



農地の転用には許可・届出が必要です (ストップ無断転用)

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無断転用は地域農業の大きな迷惑となります。

- 農地を転用する場合及び、農地に土を入れるときは「農地法に基づき転用等の手続き」が必要です。
農地転用とは：住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、山林等農地以外の用地に転換することで面積の大小には関係ありません。なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。

農地転用許可の基準

(市街化区域内の農地転用) 一 届 出 (市街化調整区域内の農地転用) 一 許可等

市街地に近接した農地や、生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準(農地区分)に応じて、次により転用の可否が判断されます。

農地区分	要 件	許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内農地	原則不許可
甲 種 農 地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第1種農地	・集団農地(10ha以上) ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等は許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内農地 ・市街地にある農地	原則許可

○許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可申請の計画どおりに転用していなかった場合には、農地法に違反することとなり、工事中止、現状回復等の命令がなされる場合があります。また、罰則の適用もあります。

(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

◎詳しくは農業委員会事務局(74-2141内線2101・2102)までお問い合わせ下さい

お知らせ

令和4年度取手市農作業臨時雇標準賃金

作業別請負料金 (10a 当り)

作 業 別		賃 金
田耕起	トラクター	4,000円
畔 塗 り		100m 3,500円
水田代かき	トラクター	7,400円
田 植	田 植	請負者苗持ち 20,000円～22,000円
	機	委託者苗持ち 8,000円
稲 刈	コンバイン	18,000円～26,000円 倒伏・圃場等の条件による
乾 燥 調 整 (籾すり含む)		60kg当り 1,800円
稲刈りから乾燥・調整 (籾すり含む) まで		35,000円～
育苗 (硬化苗)	1箱当り	810円
畑耕起	トラクター	5,000円
草刈り	トラクター等	10,000円

(燃料代は、請負者負担)

※この農作業賃金はあくまでも標準額ですので、圃場条件、作業条件など適宜、当事者間で相談のうえ決定して下さい。農家各位の目安として活用され、農作業に支障のないようご利用願います。

賃 借 料 情 報

平成31年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

1. 田 (水稲) の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	13,900	28,680	6,325	370

参考：物納 1俵～1.5俵/10a当り

1. 畑 (普通畑) の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	11,100	29,000	6,997	28



農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件…60歳未満
※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。
 2. 国民年金の要件…第1号被保険者
(但し、保険料免除者でないこと)
 3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者
以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。
- 詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



所在地区	件数
取手	7
小文間	9
寺原	13
高井	5
稲戸井	11
相馬	16
山王	29
六郷	17
高須	10
久賀	15

R4.11.1現在



農地情報 農地の貸し借り

農地の耕作を行うことが難しい場合は、認定農業者や意欲ある農家に紹介をします。農地を貸したい方は、ご相談下さい。

左表は、農地を貸したい件数を、地区別に集計したものです。

詳しくは、農業委員会事務局まで

- ◇発行日 毎週金曜日
- ◇購読料 月700円
- ◇発行 全国農業会議所
- ◇申込先 農業委員会事務局

全国農業新聞

農業者の目線にあつた分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。

— 安全な機械操作を —

毎年、トラクター・コンバイン・田植え機などで、農作業中の事故が起っています。

農地の管理や、田植えなどに向けての機械作業が増えてきますので、十分気を付けましょう。

イネ縞葉枯病の発生防除対策

薬剤防除 ヒメトビウンカは、育苗箱施薬剤で防除するか、6月上旬～中旬の成虫が来る時期に本田散布して防除します。

耕起 ヒコバエは、ヒメトビウンカを増加させたりしますので、収穫後は水田を耕起しましょう。

雑草除草 ヒメトビウンカは、イネ科雑草へ移動して幼虫態で越冬するので、畦畔等の除草を徹底しましょう。

カメムシの発生防除対策

薬剤防除

幼虫の防除適期は、出穂10日～15日後頃防除します。

成虫は穂揃期が適期であるが、収穫前日数等に十分注意する。

また、周辺作物（特に早生品種）に飛散しないよう十分注意する。

取手市農業公社からのお知らせ

(一財) 取手市農業公社では、冬場の農地の草刈りを請け負います。
どうぞご利用ください。

実施期間：1月から2月末頃まで

料 金：農地の現状によりお見積りいたします。

なお、車輛の侵入が困難、木が生えている、不法投棄がある等の場合はお引き受けできません。

【お問い合わせ先】取手市農業公社(取手市役所 藤代庁舎1階)

☎74-2141 (内線2170・2110)

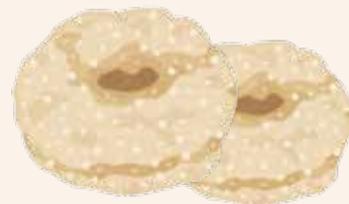
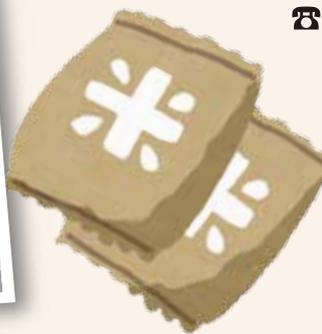


とりでの米粉

取手市稲作・園芸研究会では、米の消費拡大を目的に取手市産コシヒカリ100%で作った「とりでの米粉」を生産、販売しています。

市内の保育園で毎月1回、おやつ時に、パンやドーナツなどの材料として活用しております。

市内では、JA農産物直売所夢とりで及びコミュニティショップひだまり(西2-2-3)で取り扱っておりますので、どうぞご利用ください。



【お問い合わせ先】 取手市農政課
☎74-2141 (内線2111)

編集後記

三年前より世界の国々で、未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大が、私たちの健康と経済活動、そして、政治や国際秩序に影響を与えているなかで、昨年は約二万品目の生活用品等が値上がりしました。

また昨年からは、農業資材・燃料等の価格が高騰しています。農産物生産の資材等が値上がりし、生産販売価格が低迷し、農業所得は減少している状況です。各農家は工夫改善を図り、個人的に努力もしていますが、限界もあります。そのような中、取手市農政の生産販売農家緊急補助金及び、JAの肥料価格高騰対策に係る補助金の交付支援には、感謝申し上げます。世界情勢が不安定な時こそ、大事なことは、国内の食料自給力です。課題は山積していますが、夢と希望を持って、日本農業をみんなで支えていきたいものです。

会報委員長代理 色川昇